

知財アレルギーへの レクイエム♪

the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson23：意匠法の保護対象
(2019年法改正)

中川 浄宗

1. はじめに♪

 皆さんこんにちは。レクイエムではご無沙汰しています。知的財産の「永遠の吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川^{きよむね}浄宗です。

さて、2018年9月号で「意匠とは何か？」についてお話ししました。

 でも中川先生、2019年に意匠法は保護対象・出願手続き・存続期間・関連意匠制度などについて、大きく改正されたのですよね。

住宅ローンを抱えるメーカー知財部長の法雄^{のりお}さんは、ご存じでしたか？

 もちろんですよ、知財大好き女子高生の知明^{ちあき}さん。

特に保護対象は、1888年に意匠法（意匠条例）が制定されて以来の大幅な改正といわれていましたからな。

 従来、意匠法は、乗用自動車のデザインといった「物品の形態」をもっぱら保護対象としていました。

しかしながら、今回の法改正によって、画像、建築物および内装の3つについても、意匠法によって新たに保護されることになったのです。

2. 画像を含む意匠♪

 それでは、「画像を含む意匠」から説明しましょう。

画像を含む意匠には、物品から離れた画像自体（画像意匠）と、物品や建築物の部分としての画像を含む意匠（物品などの部分に画像を含む意匠）の2種類があります。

 先生、意匠法は、これまで画像をまったく保護してこなかったわけではありませんよね？

確か、2006年の法改正で、物品の操作の用に供される画像が部分意匠として保護の対象とされています。

 よく知っていますね。しかし、これまでは物品の部分に画像を含む意匠として保護してきました。

具体的にいうと、カーナビにおける機能を選択する画面のように、カーナビという物品自体が備えるモニターに表示される画像や、DVD再生機における再生映像を選択する画面のように、DVD再生機と一体的に用いられる物品であるテレビに表示される画像に限定されていたのです。



そうすると、今回の法改正で、物品から離れた画像それ自体が、意匠法で保護されることになった点は、大きなポイントですな。



それに、意匠法の保護対象に建築物が含まれることになったので、建築物の部分として含まれる画像も意匠法で保護されることになった点も、大きなポイントですね。



さて、画像意匠とは、その画像を表示する物品や建築物を特定せずに、画像それ自体を意匠法による保護の対象とする意匠のことです。



先生、どんな画像でも、意匠法で保護されるんですか？

カミさんの画像を意匠登録してあげれば、喜んでくれるし、私の小遣いも上げてくれると思うんですよ！



意匠法で保護される画像は、「機器の操作の用に供されるもの」（操作画像）または「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」（表示画像）に限られています（2条1項）。奥さまの単純な画像を意匠法で保護するのは難しいでしょう。

(トホホ、小遣いアップが……)
さて、操作画像の例としては、
図1のように、クリックすることでソ
フトウェアが起動するアイコン用の画
像が挙げられます。

一方、表示画像の例としては、
図2のように、医療用の測定機
器が被検者の血圧や心拍数といった身
体の状態を測定した結果を表示するた
めの画像がありますね。

次に、物品や建築物の部分に画
像を含む意匠は、物品などに記
録され、それらの表示部に示された画
像であって、以下の2つのうちのいず
れかに該当する必要があります。

まず、画像を表示する物品などの機
能を発揮できる状態にするための操作
の用に供されるもの（物品などの機能
を発揮するための操作画像）です。

このような画像の例としては、
図3のように、音楽を再生する
装置において再生する音楽を選択する
ための画像が挙げられますね。

次に、画像を表示する物品など
の機能を果たすために必要な表
示を行うもの（物品などの機能にと
って必要な表示画像）があります。

そのような画像の例としては、
図4のように、電子メトロノーム
において、その画面に表されるテン
ポを示す画像があります。

しかし、意匠法は、どんな画像
でも保護するわけではありませ
んよね。例えば、携帯電話の待ち受け
のような装飾的な画像とか、映画や
TVゲームといったコンテンツなどは、
従来どおり保護されません。

意匠法が、先ほどのような画像を保
護の対象にしたのはなぜでしょう？

その理由には、画像を含む意匠
を活用した情報通信ビジネスの
活性化への期待が挙げられます。

IoTなどの新たな情報通信技術を活
用したビジネスでは、物品の提供とい
うより、ソフトウェアを利用したサー
ビスの提供が主に行われています。

確かに、そういったサービスで
は、利用者とスマートフォンな
どの電子機器をつなぐ画像デザイン
(GUI) を、利用者がいかに利用しや
すく設計するかが重要ですね。

また、画像デザインには、機器にあ
らかじめ記録されているものだけでな
く、インターネットなどを通して機器
に提供されるものもあります。

それに、技術の発展に伴って、
プロジェクションマッピングの
ように、物品には表示されず、ビルの
壁といった物品以外のものに投影され
る画像も現れています。

もし、このような画像が保護されず、
他人に簡単に模倣されてしまったら、
創作活動や新しいサービスの提供がた
められるでしょうな。

意匠法が画像を含む意匠を保護
することで、それへの投資をき
ちんと回収でき、新たな画像を含む意
匠の創作やそれを活用したサービスの
提供につながっていくのです。

図1：操作画像の例



アイコン用画像

図2：表示画像の例



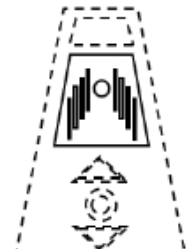
医療用測定結果表示画像

図3：物品の機能を発揮するため
の操作画像の例



音楽再生機能付き電子計算機

図4：物品の機能にとって必要な
表示画像の例



電子メトロノーム

図1～6は特許庁「意匠審査基準」より

3. 建築物の意匠

次に、「建築物の意匠」について説明しましょう。

建築物の意匠を構成するためには、「土地の定着物であること」および「人工構造物であること」という2つの要件を満たす必要があります。

土地とは、高低や傾斜などの地形を問わず、海底や湖底などの水底も含まれます。また、定着物とは、継続的に土地に固定して使用されるものです。

ということは、図5の住宅みたいに地上にある建築物だけでなく、海底ホテルや湖底水族館といった水底に設置される建築物も、建築物の意匠に当たるわけですね。

一方、信号機のように、土地に定着するけれど動産として取引されるもの、工事現場にあるプレハブ小屋のように、一時的に設置されるもの、船舶のように、登記の対象になり得るけれどあくまでも動産として取引されるものは定着物ではないので、建築物には当たりませんね。

そのとおりです。ただ、それらは物品の意匠には該当しますから、意匠法の保護は受けられます。

では、人工構造物について説明しましょう。建築物については、建築基準法にその定義規定があります。しかし、意匠法の保護対象はそれより広く解釈されており、建設される物体を指し、土木構造物を含むとされています。

そうすると、住宅などの建築基準法上の建築物だけでなく、同法では建築物に当たらない橋などの形態も建築物の意匠になり得ます。

一方、自然の山や岩みたいに、人の手が一切加わっていないものはもちろんですが、ゴルフコースのように、人の手が加わっているけれど自然の地形が主要な部分になっているものとか、宅地造成地のように、土地そのものや土地を造成しただけのものなどは、人工構造物ではないので、建築物の意匠には当たらないですね。

また、人工構造物には、その外観だけでなく、通常の使用状態において内部の形態が視認されるものは、その内部の形態も含まれます。

住宅でいえば、その外観はもちろん、居間などの住宅の内部も、普通に住んでいれば見えますから、建築物の意匠になり得るわけですね。

一方、住宅の壁裏などは、普通に住んでいても見えませんから、建築物の意匠には当たらないでしょう。

図5：建築物の意匠の例



4. 内装の意匠

先生、最後に「内装の意匠」について説明してください。

図6のような住宅の内装は、机・棚・畳といったさまざまな要素から構成されています。これらを別々に意匠登録することだってできますよね。

もちろんです。しかし、意匠登録出願は、意匠ごとに行わなければならない、一件の出願には原則として一つの物品しか含められません。

内装の意匠とは、そのような複数の物品などから構成されるものについて、一つの意匠として出願することを例外的に認め、これを構成する要素の組み合わせや配置を含む内装全体としての美感を保護するための制度です。

内装の意匠として認められるためには、以下の3つの要件が必要とされています（8条の2）。

第1に、店舗、事務所その他の施設の内部であることが必要です。店舗や事務所は分かりますが、その他の施設とはどのような施設でしょうか？

図6：内装の意匠の例



 法雄さんのご自宅のように、その内部において人が一定時間を過ごすためのものであれば、ここでも店舗などに該当します。

ですから、その他の施設には旅館・病院・学校・劇場・住宅など産業上のあらゆる施設が広く含まれるのです。

 内装の意匠は、店舗のインテリアやディスプレイのデザイン、オフィススペースのデザインなどが主な対象だと思っていましたが、それらに限定されてはいないのですな。

 また、内装の意匠は、先ほどの建築物の意匠とは違って、不動産に関するものには限定されていませんよ。ですから、プレハブによる仮設の店舗や事務所、または客船といった動産の内装も該当します。

 ただ、内装の意匠ですから、あくまでも施設の内部を主要な要素にしていなければなりませんな。

そして、建築物の意匠と同様、住宅の壁裏みたいに、その施設の用途と機能に照らし、通常の使用状態においてその利用者が普通見ない部分は、内装の意匠に当たりません。

 第2に、意匠法上の複数の物品・建築物・画像によって構成されるものでなければなりません。

ですから、施設の内部の意匠だけでは建築物の意匠にはなり得ますが、複数の物品などが含まれていないので、内装の意匠には該当しません。

 住宅の内装でいえば、机・棚・畳は、いずれも意匠法上の物品に当たりますから、これらは内装の意匠を構成する要素になります。

一方、人間をはじめ動物は意匠法上の物品などには該当しませんから、住宅でいうと住人やペットは内装の意匠を構成する要素にはなりませんね。

 第3に、内装全体として統一的な美感を起こさせるものでなければなりません。つまり、意匠全体として視覚的に一つのまとまりがある美感を起こさせる必要があります。

 例えば、同じ花柄模様を描いた机・棚・畳を構成要素にした住宅の内装が考えられますね。

ところで、なぜ今回の改正で、建築物や内装の意匠を新たに意匠法の保護対象にしたのでしょうか？

 わが社も、店舗や事務所の外観や内装に工夫を施し、そこにブランド価値を生み出して、商品の販売やサービスの提供を行っています。

また、家具や事務機器を取り扱う企業には、それらを販売するだけでなく、それらを用いた建築物や内装のデザインもあわせて提供するという事業を展開している企業もあります。

 そうですね。そういったデザインの創作には、多大な費用と労力がかかります。もし、それが他者によって簡単に模倣されたら、企業はデザインへの投資を躊躇するでしょう。

意匠法で建築物や内装のデザインを保護することにより、これらを通じたブランドの構築やそのようなデザインへの投資を促進できるわけです。

5. おわりに♪

 従来、意匠法の保護対象はもっぱら物品の形態だったので、意匠制度は製造業では活用されていたものの、それ以外の業界ではあまりなじみがなかったかもしれませんね。

 しかし、意匠法の保護対象が広がったことで、情報通信業や建築業といった業界でも、意匠制度がさらに活用されることが期待されます。

これを機に、わが家の外観や内装も意匠登録して、そのライセンス料を住宅ローン返済の足しにしますかな★。

 へー、法雄さんがどんな家に住んでいるのか、意匠公報を見るのがとっても楽しみです♥。

 さて、2019年には不正競争防止法でも大きな法改正がありました。次回は、その「限定提供データ」の保護についてご説明します。

中川 淨宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。先日「潜水士」の免許を取得した。スキューバなどの潜水器を使用して、サルベージのような潜水業務を行うための資格である。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/>
E-mail : customer@ipagent.jp